

商標法（最高法院第1次差戻しに係る商標事件の刑事判決）

【書誌事項】

当事者：A(上告人、原審被告)

判断主体：最高法院刑事部法廷

事件番号：108年度台上字第3377号

言渡し日：2020年3月3日

事件の経過：原判決を取り消し、智慧財産法院に差戻す。

【判決概要】

1. 本件酒類商標と係争商標の類否判断に当たっては、これら専用権放棄を声明した文字が影響を与えるか否かを究明する必要がある。
2. 原判決はこれについて一切説明しておらず、上告人に不利な判断を下したのは、軽率な判断であり、明らかに理由不備の違法がある。

【事実関係】

1. 検察官の起訴趣旨：上告人Aは「金門大順酒廠股份有限公司」の責任者である。告訴人金門酒廠実業股份有限公司（以下、金酒公司という）は高粱酒などの酒類への使用を指定したうえで図1ないし4に示される商標「823 金門高粱酒」（「823」、「高粱酒」を専用権放棄）、「金門 KIN-MEN」、「金門」、「金門高粱酒 KINMEN KAOLIANG LIQUOR」（「高粱酒」、「KAOLIANG LIQUOR」を専用権放棄）の商標専用権を取得した。Aはこれを明らかに承知の上、同一又は類似の商品につき類似商標を使用する犯意に基づき、告訴人から同意又は許諾を得ないで、2012年の11月頃、あたかも告訴人の係争商標の模様及び文字に類似する「金門大順酒廠八二三紀念高粱酒」と表記されるラベルを設計しただけでなく、「金門」の二文字を敢えて拡大したことで、消費者に強烈な印象を与えようとし、事情の知らない中国大陸福建省廈門市にある印刷工場及び事情の知らない中国大陸山東省にあるガラス瓶製造工場に前記ラベルの印刷及び金酒会社の「金門高粱酒」と表記されるガラス瓶の製造を委ねた。それらの完成後、直ちに金門県に輸入し、金酒公司商標の模様及び文字によく似た上記のラベルをガラス瓶に貼った後、「金門大順酒廠八二三紀念高粱酒」という名義で作られた酒類製品を完成し、2012年11月から2016年4月まで、1瓶当たりニュー台湾ドル210元から240元の価格で販売していたため、消費者に混同誤認させた恐れがあるとして、上告人の行為が、商標法第95条第3号により、商標権者の同意を得ないで、販売を目的に、同一又は類似の商品に登録商標と似た商標を使用することで、消費者に混同誤認させる恐れがあるという犯罪に該当すると検察官が認定した。
2. 本件は、一審で金門地方法院により被告を無罪としたが、その理由は、被告の商品用手提げ袋に表記された「金門名産」、ガラス瓶に貼られたラベルの正面に表記

された「金門大順酒廠」などの文字が連続的表記となっており、**字体の拡大、特殊な設計** 或いは「大順酒廠」という文字の隠蔽が見られず、一般消費者に告訴人会社が生産する商品と混同させる恐れがなく、産地に係る説明又は生産者の氏名のような説明的表記が商業上の取引慣習による信義誠実の原則に適合しており、**商標としての使用であったと認め難い**。ラベルにある「金門」の二文字が告訴人の登録した添付の図面 1 から 4 に記す商標と同じであっても、それにより被告には告訴人の前掲した商標を侵害する犯意があると断定することができない。もとより、被告の経営する会社名が「金門大順酒廠股份有限公司」となっており、**生産地も確かに金門である以上、ガラス瓶などに「金門」の二文字を表記することで、告訴人の前掲した商標を侵害する犯意があると認定することができない**。

3. 二審で知的財産法院により被告を有罪とした理由は、「本件酒商品と告訴人が生産する酒商品とは、ガラス瓶が同じく梨状をしており、ラベルを中心として下方へ扇状に広がる堀入れ部を有する。ラベルは、いずれも赤ベースに金色の縁を有する扇型である。中央には酒名が表記される箇所黒い角形のベースに金色の文字が入れられ、ガラス瓶の封口膜も赤である。添付の図面 5 と図面 6 に示すように、**消費者に本件酒商品を告訴人の金酒会社が生産したものと誤認させる恐れがあり、商標として使用されていた**。また、本件酒商品のラベルに表記される「金門」の文字が告訴人の登録した図面 3 に示すような商標と完全に一致する「金門」の文字である。本件酒商品に表記される「八二三紀念高粱酒」の文字も、係争商標「823 金門高粱酒」の文字と類似しており、漢数字と数字だけで相違があったに過ぎない。それに、本件酒商品のラベルと「金門 KIN-MEN」、「金門高粱酒 KINMEN KAOLIANG LIQUOR」とは、文字上でともに金門、高粱の文字が重複したため類似している。よって、...係争商標と本件酒商品のラベルに表記の「金門大順酒廠八二三紀念高粱酒」とは、日時と場所の異なった分別観察及び全般的観察により、この二つの商標を外観、観念又は称呼から考察して共に似た箇所があり、普通の知識や経験しか持たない消費者には、通常の分別と注意だけで**混同誤認する恐れがある**ため、商標が類似する要件が成立する」と認定した。

告訴人による係争商標		
登録号	登録第 1515936 号	登録第 774758 号
商標の様	823 金門高粱酒 図面 1	 図面 2

登録号	登録第 978354 号	登録第 1139405 号
商標の様	金門 図面 3	 図面 4
被告の商品	告訴人の商品	
 図面 5	 図面 6	

【判決内容】

1. 事実審を担当する裁判所は、被告に有利又は不利な証拠を問わずいずれも留意しなければならない上、全ての証拠を総合的に検討し、経験則・論理則等に照らして証拠を取捨判断しなければならない、さもなくば判決理由不備の違法を免れない。
2. 原判決が、上告人に本件商標権の侵害行為があると認定したのは、係争商標は 1997 年から 2012 年までの間に金酒公司によって、高粱酒等酒類を指定商品として智慧財産局に商標登録出願が行われ、智慧財産局によって商標登録されていることを根拠としている。しかし係争商標のうちの一部は、智慧財産局が提示した 中華民国商標登録証の記載を見ると、各商標（図形）中の「823」、「高粱酒」、「高粱酒、KAOLIANG LIQUOR」はいずれも専用権放棄を声明しており、これは原判決によって認定されている。

- もし前記がいずれも間違っていなければ、本件酒類商標と係争商標の類否判断に当たっては、これら専用権放棄を声明した文字が影響を与えるか否かを究明する必要がある。原判決はこれについて一切説明しておらず、上告人に不利な判断を下したのは、軽率な判断であり、明らかに理由不備の違法がある。

【専門家からのアドバイス】

- 商標法に規定される刑事責任がいずれも最重の主刑三年以下の有期懲役である故、刑事訴訟法 376 条の規定により、第三審へ上告することができないため、商標法に関する刑事事件は全て二審で確定していた。しかし、実務では、商標法に係る罪を問われた被告が一審で無罪判決を受けたが、二審で判決が一転して有罪になり、これ以上の救済を求められなくなって、被告が二審の判決が下された時点で有罪が確定してしまったケースもあった。
- 2017 年 7 月の大法官会議による釈字第 752 号解釈において、上記のような制限が憲法違反であると宣告した。つまり、大法官らが二審で原審の無罪判決を取り消して有罪判決を自判した場合、法により被告が三審へ上告することが禁じられ、少なくとも 1 回の上告による救済の機会も与えられないことが憲法第 16 条の国民の訴訟権利を保障する趣旨に違反していると認められた。それが根拠となって、刑事訴訟法第 376 条が 2017 年 11 月 16 日に改正された。その後、商標権侵害に係る刑事事件について、被告が一審で有罪判決を受けた場合、依然として二審まで控訴でき、三審へは上告できないのに対して、一審で無罪判決を受け、二審で初めて有罪に判決が変更された場合、三審の最高法院まで上告することができるようになった。
- 刑事訴訟法の 2017 年 11 月の改正以来、前掲した事情に当てはまる事件、即ち、被告が一審で無罪だったが、二審で初めて有罪となったため最高法院まで上告した事件は 3 件しかない。そのうち、2018 年 7 月の最高法院 107 年度台上字第 2310 号及び 2020 年 4 月の 109 年度台上字第 1572 号の 2 件では、最高法院は上告人が具体的に上告理由を指摘していないとしてその上告が法的要件を満たさないと認め、上告を却下した。本件のみが最高法院により実質的に審査され、原審判決を取り消して智慧財産法院に差戻された。故に、本件こそが最高法院刑事部法廷で初めて商標に係る刑事事件につき原審判決を取り消して下級裁判所に差戻した事件である。本件は最高法院が初めて商標に関する刑事事件について実質的に審理し且つ原審判決を取り消したことで、2017 年の刑事訴訟法第 376 条の改正が形式だけでのものではないことを表している。